

第9回カンボジア民法・民事訴訟法普及支援本邦研修

国際協力部教官

内 山 淳

第1 はじめに

2016年10月10日(月)から同月21日(金)まで(移動日を含む。), ティット・ルッティイー(Tith Rithy) 司法省検察官を団長とする研修員16名¹を対象に、第9回カンボジア民法・民事訴訟法普及支援本邦研修(以下「本研修」という。)を実施した。

本研修は、2012年4月からスタートした「カンボジア民法・民事訴訟法普及支援プロジェクト」(以下「本プロジェクト」²という。)の一環である。

本プロジェクトでは、従来から、主として、カンボジア民法に関する要件事実の理解と実践的な運用を中心に本邦研修を実施してきた。特に、直近4回(第5回から第8回)の本邦研修³では、8つの紛争類型(金銭消費貸借, 賃貸借, 交通事故, 離婚, 所有権移転登記請求, 所有権移転登記抹消登記請求, 離婚に伴う財産分割, 相続に伴う遺産分割)を取り上げ、研修員による訴状, 答弁書, 準備書面及び仮差押え申立書等の起案を行った。

本研修での判決書の起案を含めると、保全申立書から判決書までの各種書面について、一貫性ある記載例が完成したことになる。

本研修では、「交通事故(不法行為に基づく損害賠償)」事案を取り上げ、判決書の起案を行い、

判決書全般の基礎知識については、当部教官が説明した。また、各起案については、南敏文弁護士(元東京高等裁判所総括判事)に講評していただいた。

第2 研修内容⁴

1 訪問

(1) 栃木県弁護士会, 宇都宮地方裁判所, 弁護士事務所訪問

栃木県弁護士会では、久保田智也弁護士による講義「栃木県弁護士会の概要」、小菅拓郎弁護士による講義「日本における交通事故の損害賠償算定基準の概要」を聴講した後、宇都宮市内の弁護士事務所を訪問した。

宇都宮地方裁判所では、所長表敬後、民事裁判を傍聴した。

本プロジェクトでは、民法及び民事訴訟法の普及を目的としているため、日本における裁判所や弁護士の実務を直接に見聞することで、研修員は、母国での実務の改善に役立つ運用等を知ることができたようであった。

(2) 最高裁判所, 東京地方裁判所民事執行センター

最高裁判所では、判事表敬後、小法廷及び大法廷を見学した。

本プロジェクトでは、カンボジアの最高裁判所を始めとする裁判官らによるワーキンググループを毎週開催しているが、これまで日本の最高裁判所を訪問する機会がなかったことから、貴重な経験となった。

民事執行センターでは、裁判官及び書記官との質疑応答後、施設内を見学した。

¹ 研修員は、別紙1(研修員名簿)のとおり。司法省(MOJ: Ministry of Justice), 王立司法学院(RAJP: Royal Academy for Judicial Professions), 弁護士会(BAKC: Bar Association of the Kingdom of Cambodia), 王立法律経済大学(RULE: Royal University of Law and Economics)の4機関から選出。

² カンボジアにおける法整備支援プロジェクトの詳細は、既刊のICD NEWS各号及び国際協力部ホームページ内の「カンボジア」(http://www.moj.go.jp/housouken/housohoukoku_cambo.html), JICAホームページ内の「プロジェクト概要」(<http://www.jica.go.jp/project/cambodia/014/outline/index.html>)等を参照されたい。

³ 直近4回の本邦研修の概要については、ICD NEWS第62号から第67号の「カンボジア民法・民事訴訟法普及支援本邦研修」を参照されたい。

⁴ 研修日程は、別紙2(日程表)のとおり。



研修員同士での書式検討風景

カンボジアにおいて民事執行手続⁵を適切に運用するためには、まだ様々な困難があるため、今回の訪問は、研修員にとって、民事執行の理解を深め、実務上の諸問題を解決するために、非常に有益であった。

2 書式検討

「過失割合」「損害」などの法律概念についての理解を深めたが、日本とカンボジアとの交通事情等の違いに基づく興味深い議論もあった。

例えば、逸失利益の算定等で問題となる賃金額について、カンボジアでは、経済発展に伴い、賃金の増加幅も大きく、職種による違いも大きい。そのため、日本のように、賃金センサスの既存の基準を使うと、変化が大きい実態との乖離が著しくなるおそれがある。

⁵ カンボジアでは、強制執行について民事訴訟法で規定している（カンボジア民事訴訟法 334 条以下）。執行官法は未整備。現在、執行官は、王立司法学院（R A J P）傘下の執行官養成校において育成されているが、執行官の人数が不足しているため、「執行官事務取扱者に関する司法省令」により、暫定的に、検察官も執行官業務を行うことができるようになっている。

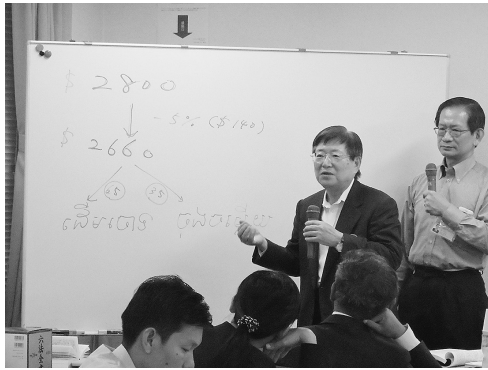
また、カンボジアでは、運送業等の一定の車両以外には、強制加入保険（いわゆる自賠償保険）制度はないため、仮に損害賠償請求が認められたとしても、その支払をどう確保するかという問題が残る。

さらに、カンボジアでは、日本に比べ、バイクの割合が圧倒的に多く、かつ、バイク運転手は、かなり無理な運転をすることが多い。そのため、日本の過失割合の基準を活用するとしても、日本と同様に、車とバイクの交通事故の場合、車の方の過失割合を大きくしてよいのかという点も問題となる。

このように、日本の実務の運用を参考にする場合であっても、必ずカンボジアの実情に整合的かどうかを考えなければならないという極めて基本的なことを改めて痛感した。

3 共同研究（起案の講評）

南弁護士には、直近4回の本邦研修を通じ、一貫して起案の講評を御担当いただいております。実務経験に基づくとともに、研修員の能力に応じた的確なコメントにより、研修員から好評を



南先生による講評

得ている。

今回は、裁判官当時の御経験を踏まえ、交通事故事案の損害賠償請求においてよく問題となる過失相殺や損害等についても併せて御講義いただいた。

カンボジアでは、過失相殺に関する基準をまとめた本はなく、また、損害についても、どのような費目が含まれるのかを体系的に学ぶ機会が乏しいことから、研修員としては、新たな知識を得られただけでなく、分析的な視点で不法行為を検討することの有用性に気づいたものと思われる。

第3 おわりに

最後に、本研修が充実したものとなったのは、

関係者の皆様の御協力及び御尽力のおかげであり、改めて、南弁護士、栃木県弁護士会の皆様、裁判所の皆様、通訳人スワイ・レン氏及び天川芳恵氏、JICA長期派遣専門家及び現地スタッフの皆様、公益財団法人国際民商事法センターの皆様、その他多くの関係者の方々に、心から御礼を申し上げたい。

また、本プロジェクト下での本邦研修は今回で最後になるが、これまで長年にわたり御協力いただいた関係者各位にも、この場を借りて、改めて感謝申し上げたい。

今後も、カンボジアに対する法整備支援は、形を変えて継続する予定であるので、引き続き、御支援いただければ幸いである。

第9回カンボジア民法・民事訴訟法普及支援研修

別紙 1

1	ティット・ルツィー
	Mr. TITH Rithy 検察官
2	マオ・ピロン
	Ms. MAO Phiron 民事部副部長
3	ホク・チャンソバナラ
	Mr. HOK Chansovannara 民事局職員
4	ニル・フィリップ
	Ms. NIL Philippe 民事普及研修局 局長
5	タイ・スンライ
	Mr. TAING Sunley プノンベン始審裁判所 所長
6	プラン・サムナン
	H.E. PLANG Samnang 控訴裁判所 副所長
7	ングオン・ラタナ
	Mr. NGUON Ratana 控訴裁判所 判事
8	ケット・ソチェット
	Mr. KET Socheat プルサット始審裁判所 判事
9	イブ・ポリ
	Mr. IV Poly 弁護士
10	イアン・ソピアック
	Mr. EANG Sopheak 弁護士
11	スオン・ソピアッタラ
	Mr. SOURNG Sopheaktra 弁護士
12	セツ・チャナパ
	Ms. SEK Channapha 弁護士
13	ブオイ・ティダ
	Ms. BUOY Thida 大学教授
14	チュエン・シニアン
	H.E. CHHOEUNG Sineang 大学教授
15	ヒエン・キムレン
	Mr. HING Kimleng 大学教授
16	テップ ソック
	Mr. TEP Sok 大学教授

教官 / Professor 内山 淳 (UCHIYAMA Jun), 東尾 和幸 (HIGASHIO Kazuyuki), 湯川 亮 (YUKAWA Ryo)

国際協力専門官 / Administrative Staff 稲本 実穂 (INAMOTO Miho)

第9回 カンボジア民法・民事訴訟法普及支援研修日程表

別紙 2

[教官: 東尾教官, 湯川教官, 内山教官 専門官: 稲本専門官]

月 日	曜 日	10:00 12:30	14:00 17:00	備考	
10 /	月・祝 10	移動日			
10 /	火 11	JICA オリエンテーション TIC SR403	国際協力部 オリエンテーション TIC SR403	講義「判決書の書き方」 国際協力部教官 東尾和幸・湯川亮・内山淳 TIC SR403	
10 /	水 12	講義「判決書の書き方」 国際協力部教官 東尾和幸・湯川亮・内山淳 TIC SR403	講義「判決書の書き方」 国際協力部教官 東尾和幸・湯川亮・内山淳 TIC SR403		
10 /	木 13	書式検討 国際協力部教官 東尾和幸・湯川亮・内山淳 TIC SR403	書式検討 国際協力部教官 東尾和幸・湯川亮・内山淳 TIC SR403		
10 /	金 14	書式検討 国際協力部教官 東尾和幸・湯川亮・内山淳 赤れんが共用会議室	書式検討 国際協力部教官 東尾和幸・湯川亮・内山淳 所長主催意見交換会 写真撮影 法曹会館	赤れんが共用会議室	
10 /	土 15				
10 /	日 16				
10 /	月 17	講義「栃木県弁護士会の概要」 弁護士 久保田智也 栃木県弁護士会館	宇都宮地方裁判所訪問 宇都宮総合法律事務所ほか	講義「日本における交通事故の損害賠償算定基準の概要」 弁護士 小菅拓郎 栃木県弁護士会館	栃木県弁護士会訪問 栃木県弁護士会館
10 /	火 18	最高裁判所訪問 最高裁判所	東京地方裁判所民事執行センター訪問 民事執行センター		
10 /	水 19	共同研究「判決書の書式」 元東京高等裁判所部総括判事・弁護士 南敏文 TIC SR403	共同研究「判決書の書式」 元東京高等裁判所部総括判事・弁護士 南敏文 TIC SR403		
10 /	木 20	共同研究「判決書の書式」 元東京高等裁判所部総括判事・弁護士 南敏文 TIC SR403	評議会・修了式 TIC SR403		
10 /	金 21	移動日			

※TIC:JICA東京国際センター